

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：福祉保健局】

機関名称	東京都児童福祉審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	児童福祉法第8条第1項、東京都児童福祉審議会条例、東京都児童福祉審議会条例 施行規則
設置年月日	昭和23年1月1日
機関の目的 ・所掌内容	児童、妊産婦及び知的障害者等の福祉に関する事項を調査審議し、知事の諮問に 答え関係行政機関に意見を具申する。
委員数	34人 (うち、女性委員数 15人)
会議公開	公開
会議 非公開理由	-
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	-
備考	<a href="https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/katei/jifukushin/index.html">https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/katei/jifukushin/index.html</a>
HPのURL	
問い合わせ先	福祉保健局少子社会対策部計画課 電話番号：03-5320-4114 FAX番号：03-5388-1406